

Q

本市の農業課題解決について

A

地域計画を推進し地域の農業経営体との調整をはかる



あき 昭 哲 湯 本



映像は
こちらから

Q 本市の農地全体に占める遊休農地の現状は。

A 農業従事者の高齢化や後継者不足、相続等に伴い耕作が困難になるなどの理由で増加傾向にある。

Q 農業法人数の推移はどうか。

A 個人農家が減少する中、増加傾向にある。地域農業を活性化させるためにも、補助事業の活用等も含め、国・県とも連携し支援を行っていく。

Q 「地域計画」の進捗状況は。

A 令和6年2月に農業委員会事務局において、農用地の所有者及び耕作者に意向調査を実施し、その回答などを踏まえ、7月に「目標地図」の素案を作成した。また、令和6年7月から12月にかけて、25の地域ごとに2回ずつ、農家の所有者や耕作者をはじめ、関係機関の担当者や話し合う「協議の場」を開催し、話し合いの結果を市のホームページにて



所在地：深谷市本住町3-3
TEL：080-3439-3591

公表し、その後2週間の縦覧手続きを実施した。今後は「地域計画」の10年後を見据え、借り手と貸し手のマッチングのための取組を実施していく。

Q アグリテック交流施設の利用状況は。

A コーディネーターによるアグリテック企業及び生産者への伴奏型支援が評価され、利用者が倍増している。施設を利用して、企業と農業経営者の勉強会や農業者同士の交流などのマッチング支援が実現している。

Q

国民健康保険の被保険者証の新規発行を復活すべきでは

A

法に基づき運用しているので市独自で発行できない



お 三 男 木 鈴 鈴



映像は
こちらから

Q 昨年12月に国保の被保険者証の新規発行が停止されたが、マイナ保険証の利用状況はどうか。

A 市国保のマイナ保険証利用率は、令和6年12月で33.7%。利用登録率は61.4%。登録解除は2月末までの4か月間で39件あったが、マイナ保険証の利用は広がっている。

Q マイナ保険証の有効期限が切れても病院で受診できるのか。

A マイナンバーカード自体や電子証明書の有効期限から3か月経過するまでは利用できる。3か月過ぎると利用できなくなるため、有効な被保険者証未保持者には申請なしで市から資格確認書を送付する。

Q そもそもマイナンバーカードの取得は任意であり、健康保険証としての登録も任意。利用も任意。なのになぜ被保険者証を廃止するのか。

A マイナ保険証は、医療のデジタ

ル化を進めるための基盤でより良い医療や高額療養費制度の限度額適用認定証が不要など、患者や医療現場に多くのメリットがある。早期に広く享受されるよう法改正が行われた。

Q 窓口負担10割の「特別療養費」支給の対応はどうか。

A 納付勧奨等を行ってもなお国保税を納付しない滞納世帯に対し、特別の事情がある場合を除き、事前通知し、支給する。支給に際しては、個々の状況に応じた適切な対応を行う。

Q マイナカードの期限や更新は。

A 3か月前に更新のお知らせが届く。電子証明書の有効期限は、発行の日から5回目の誕生日である。

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限(市HPより)

発行日時点の年齢	マイナンバーカード	署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書
18歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳以上～17歳	5回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳未満	5回目の誕生日	なし	5回目の誕生日

Q

こども誰でも通園制度実施の流れについて伺う

A

令和7年度中に新たな条例制定と事業者認可を行う



な な 間 奈 佐 久



映像は
こちらから

Q 「こども誰でも通園制度」が令和8年度から全国で本格実施されるが、今後の流れについて伺う。

A 「こども誰でも通園制度」は、生後6か月から満3歳未満で、保育所などに通っていない子どもを対象に月一定時間、保育園等に預けることができる制度である。令和7年度中に新たな条例制定と、事業実施する事業者の認可を行う。

Q 一人当たり、月の利用上限時間は。

A まだ国からは具体的には示されていない。

Q 現行の保育を行うにも職員確保が大きな問題となっているが、本制度の職員確保について国はどのような説明しているか。

A 現在のところ、特に説明はない。居住地以外の市町村の施設も利用が可能となる。以前こども家庭庁の職員も観光地のある自治体の施設

に予約が殺到する事が懸念事項であると話していた。居住地以外の利用の必要性和その問題について伺う。

A 制度に関するQ&Aによると市町村を超えた利用を認める場合は、自治体間で協定を結び、実施方法を決定することとなっている。しかしながら、本市としては、保護者の都合のみで、子どもを一時的に居住地以外の事業所に預けることは、制度本来の趣旨である「こどもの育ち」の観点からすると疑問が残るものと考えている。なお、現時点では、令和8年度の運用について、具体的に示されていないが、令和7年度の実績により判断されると考えられる。

Q

交番や駐在所がない地域があるが、市はどう考えるか

A

地域で設置要望があれば、協力していく



お や 浩 徳 川 村



映像は
こちらから

Q 先日、はたらふれあい館がシルバー人材センター、くれよんかんが資料保管庫となることが発表された。施設利用者の意向確認はしたのか。

A 代替え施設の活用に向けた調整や周知など丁寧な対応に努める。

Q 旧川本保健センターは、新耐震の基準を満たし、シルバー人材センターの移転先候補に挙がっていたが、なぜ落札者に取り壊し費用を支払うマイナス入札の対象とするのか。

A 建物全体の老朽化が進むため、活用が困難と判断した。

Q 第2次深谷市公共施設適正配置検討委員会の議事録には、「シルバー人材センターの移転先について考えは有るが伝え出来ない」とあった。だがどのように決定したのか。

A 公共性の高い団体ということもあり、シルバー人材センターの意向を踏まえながら決定した。

●中央土地区画整理事業について

Q 中央区画整理事業の現在までの一般会計からの持ち出し合計額は。

A 令和6年度末見込みでは、事業費11億15万円のうち87億2,699万78.6%が一般会計からの持ち出しで、建物移転補償費に83億9,730万円が使われている。

Q 残事業費は140億を超え、市民に対し説明責任があると思うが、中央土地区画整理事業のメリットは。

A 道路の拡幅や公園等、公共施設が整備され、緊急車両への対応や避難場所の確保が可能となり、土地利用促進にもつながる。



新耐震の基準を満たす旧川本保健センター